

みやぎ街道交流会 規約

(名 称)

第1条 本会は、みやぎ街道交流会（以下「街道交流会」という）と称する。

(目 的)

第2条 街道交流会は、宮城県の豊かな自然、歴史及び文化並びに風土などの地域資源を掘り起こし、これを守り・育て、地域資源の持続可能な活用を図りながら、次世代に継承するとともに、これらの資源を街道や舟運で結ぶことにより交流と連携を促進し、心豊かで誇りある宮城を旨とした地域づくりに貢献することを目的とする。

(事 業)

第3条 街道交流会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 各地域および各団体との交流・連携促進の実践と支援に関する事項
- (2) 街道ならびに地域資源の保存・継承に関する実践と支援に関する事項
- (3) 街道交流会の活動や街道に係わる情報発信に関する事項
- (4) 各地域および各団体の活動の支援に関する事項
- (5) 街道交流会の目的に関する政策の提言に関する事項
- (6) その他必要な事項

(会 員)

第4条 街道交流会の会員は、正会員、賛助会員、その他会員で構成する。

- (1) 正会員は、街道交流会の目的に賛同して入会した個人および団体をもって構成する。
- (2) 賛助会員は、街道交流会の目的に賛同し、街道交流会の活動を支援する個人および団体をもって構成する。
- (3) その他会員は、別に会長が定めるその他種別の会員とする。

(入会及び会費)

第5条 街道交流会の会員として入会しようとする者は、別に定める方法により入会申込みを行うものとし、役員会の承認を得なければならない。

- 2 会員は、別に会長が定める会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第6条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届け等により通知をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 街道交流会が会員として不相当と役員会が判断したとき。

(平成22年5月29日追加)

(退 会)

第7条 会員で退会しようとする者は、通知をもって任意に退会することができる。なお、既納の年会費については返還しないものとする。

(平成22年5月29日追加)

(役 員)

第8条 街道交流会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹 事 若干名
- (4) 会 計 若干名
- (5) 監 査 若干名

2 前項の役員は、総会において正会員の中から選出する。

(役員の仕事)

第9条 会長は、街道交流会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。なお、必要な場合は、幹事会の承認を得て、会長の職務を代理する。
- 3 幹事は、街道交流会の事業促進に必要な業務を執行する。
- 4 会計は、街道交流会の金銭の出納を記録、計算、管理する。
- 5 監査は、街道交流会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(総 会)

第11条 総会は正会員で構成し、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 予算および決算に関する事項
- (3) 規約の変更に関する事項
- (4) その他、会長が認める事項

- 2 総会は毎年1回会計年度終了後に、臨時総会は必要に応じて開催する。
- 3 総会は、会長が招集する。

(役員会)

- 第12条 役員会は、会長、副会長及び事務局で構成し、この規約で会長が定める事項および幹事会で決定した事項について協議する。
- 2 役員会は、必要に応じて会長が招集する。
 - 3 会長が、緊急性を要する場合など特に必要と認めるときは、持ち回り及び電子媒体を用いて開催することができる。
- (第3項：平成23年6月4日追加)

(幹事会)

- 第13条 幹事会は、役員及び事務局で構成し、街道交流会の活動に関する事項及び総会に付議する事項を決定する
- 2 適切な幹事会の運営のため、会員の中から会長が指名するものを幹事会に出席させることができる。
 - 3 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。
 - 4 会長が、緊急性を要する場合など特に必要と認めるときは、持ち回り及び電子媒体を用いて開催することができる。
- (第4項：平成23年6月4日追加)

(専門部会)

- 第14条 幹事会は、必要に応じ、専門的な調査研究などを行う専門部会を複数置くことができる。

(経費)

- 第15条 街道交流会の活動に要する費用は、会費、協賛金、分担金、その他の収入をもって充てる。
- 2 街道交流会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算および決算)

- 第16条 街道交流会の予算および決算は総会において承認を得なければならない。

(事務局)

- 第17条 街道交流会に事務局を置く。
- 2 事務局についての必要な事項は、別に会長が定める。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、街道交流会の活動に必要な事項は、幹事会の議を経て、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この規約は、平成19年5月3日から施行する。
- 2 この街道交流会の設立当初の役員は、別表に掲げる者とする。
- 3 設立当初の役員の任期は、平成21年3月31日までの会計年度終了後最初の総会までとする。
- 4 この街道交流会の設立当初の事業計画は、この規約の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この街道交流会の設立当初の収支予算は、この規約の定めにかかわらず、役員会の協議を経て、会長の定めるところによるものとする。
- 6 この街道交流会の設立当初の事業年度は、第13条第2項の規定にかかわらず、成立の日から平成20年3月31日までとする。
- 7 街道交流会の設立当初の年会費は、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員（個人） 3,000円
 - (2) 正会員（団体） 10,000円
 - (3) 賛助会員及びその他会員 会長が定める額

附 則

- 平成22年5月29日 一部改正（第6・7条：追加、第8条以降：条番号
ふり直し）
- 平成23年6月 4日 一部改正（第12条第3項・第13条第4項：追加）